

令和４年第４回（１２月）定例会一般質問（令和４年１２月８日（木））

「成年後見制度の啓発と利用促進について」

○１１番（中島章二君）〔登壇〕

おはようございます。通告に基づき、市政に対する一般質問を、１、成年後見制度の啓発と利用促進について、２、日田市総合的な子ども支援拠点整備計画について、３、教職員の働き方改革について、以上の３項目について行います。前日の議員の質問と重なる部分もありますが、答弁をお願いいたします。

まず、成年後見制度の啓発と利用促進について、質問いたします。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々が財産を管理したり、介護、看護などに関する契約を結んだりする上で支障が出ないように、そして、人間としての尊厳が損なわれたりすることがなく、安心して暮らせるように、本人の意思を尊重しながら生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、様々な法的支援を行う制度です。

平成１２年４月から始まったもので、平成２８年５月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法整備が行われています。

この制度の利用促進策を行うに当たって、対象となる方たちの人数の把握が必要ではないかと考えます。そこで、利用対象者として考えられる認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分ではないかと考えられる方々の人数、併せて、この制度利用者の人数の推移を過去５年分を年度ごとにお聞かせください。

また、本市の取組の一つに、市民後見人養成研修を実施されていますが、この研修の受講者数と修了者数をお聞かせください。

○副議長（坂本盛男君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（松岡政則君）〔登壇〕

私からは、１１番議員さんの御質問のうち成年後見制度の啓発と利用促進について、また、日田市総合的な子ども支援拠点整備計画の２点について、お答えをいたします。

まず、成年後見制度の啓発と利用促進についてでございますが、成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、御本人の権利を守る援助者となる成年後見人などを選ぶことで、法的に財産管理などを支援する制度であり、平成１２年４月に施行されました。

しかし、これらの人たちを支える重要な制度であるにもかかわらず、十分に利用されていなかったことから、必要な人への制度利用を促進するため、平成２８年に成年後見制度利用促進法が制定され、平成２９年に示されました成年後見制度利用促進基本計画に基づき、国や地方公共団体、裁判所、関係機関の連携が進められております。

そこで、成年後見制度の利用対象者となる可能性があります認知症の方、知的障がい者、精神障がい者の日田市における人数についてでございますが、内閣府の資料である日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究から推計をいたしました認知症の可能性のある高齢者が、

令和4年3月31日現在で約3,800人、18歳以上の療育手帳を所持する知的障がい者の方が528人、精神障がい者保健福祉手帳を所持する方が544人となっております。

また、成年後見制度の利用者数は、平成29年度103人、平成30年度101人、令和元年度92人、令和2年度95人、令和3年度89人となっており、令和2年度の成年後見センター設置前後で比較して、大きな変動はないものの若干減少しております。

これまでの市の取組といたしましては、令和2年3月に策定いたしました第3期日田市地域福祉計画の中に、成年後見制度利用促進基本計画を盛り込み、それにより令和2年4月に成年後見センターを日田市社会福祉協議会の委託により設置し、令和3年10月からは、地域連携の中心となる中核機関の機能を持つことで、成年後見制度をさらに推進しているところでございます。

また、制度推進の一端を担います市民後見人の養成研修受講者数につきましては、日田市社会福祉協議会が独自に実施しておりました平成30年度の受講者数は22名、令和元年度は11名、成年後見センターが設置された令和2年度は13名、令和3年度が15名で、4年間で合計61名の方が受講をしております。

なお、養成研修の修了者数は、平成30年度13名、令和元年度9名、令和2年度13名、令和3年度8名の合計43名でございます。

○副議長（坂本盛男君） 11番 中島議員。

○11番（中島章二君） それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、成年後見制度の啓発と利用促進についてから行わせていただきます。

まず、先ほど答弁の中にもありました後見センターについてですが、令和2年に日田市では設置しているということで、この実施主体です。活動を行っている主体としては、日田市が行っているのか、それとも社協さんのほうで行っているのか、御確認させてください。

また、成年後見センターと日田市の連絡また協議の体制についてはどのようになっているのかも併せてお聞かせください。

○副議長（坂本盛男君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（松岡政則君） 成年後見センターの事業主体は日田市でございます。運営については、日田市社会福祉協議会に委託をしているということになります。

そして、成年後見センターと日田市の連絡、協議の体制につきましては、ケース検討会議等におきまして行っているということでございます。

以上です。

○副議長（坂本盛男君） 11番 中島議員。

○11番（中島章二君） 今、連絡、協議体制ということで、ケース会議、検討会議等を行っているということですが、こちらについては、例えば週1回とか月1回とか、それとも随時行っているのかということで、決まりがありましたらお答え頂きたいと思います。

○副議長（坂本盛男君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（松岡政則君） それにつきましては、親族の方が不明などによりまして、家庭裁判所に申立てを行う親族がいないと、そういうときに関係機関が集まって、市の成年後見制度の担当課も含めたところでケース会議を開いているということでございます。

○副議長（坂本盛男君） 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) この事業については、市民の方の権利擁護支援と考えていますが、日田市として、これまで制度運用に課題を持っているのか、利用者数等の状況から見て、どのような課題を持っているのか、それとも、現状で進んでいくべきであると思っているのか、お答え頂きたいと思います。

○副議長(坂本盛男君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 制度の課題として捉えている部分でございますけれども、まずは、まだこの制度が十分に浸透していないというところがあるかなというふうに思っております。

それから、法定後見制度の場合に、家庭裁判所が申立てを行って審判が確定するまで、どうしても一定の期間がかかってしまうということがございます。特に身寄りの方がいない場合などには、いわゆる市長申立て、こういったものを行うということにもなりますので、そうすると、なかなかその方の実態の把握といいますか、御本人の情報が乏しい場合もございますので、そういったときに多くの時間を要してしまうと、そういったところも課題というふうに捉えております。

○副議長(坂本盛男君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) こちらの課題として捉えている部分、また後で、今後の方針の中でまたお聞かせ頂ければと思いますが、この支援制度が必要な方について、市として、また後見センターを通してかもしれませんが、発見していく方法、また、相談を受け付ける方法等、現在の状況とまた改善する必要性があれば、そちらについてお答え頂きたいと思います。

○副議長(坂本盛男君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 先ほど申し上げましたけども、やはりこの課題として、浸透を図るということもございますので、必要な方の発見のためにも、お年寄りですとか障がい者を支援する地域包括支援センター、そういったところ、また、相談支援事業所とかそういったところの職員に対しまして研修を行うということがまずあります。必要な方に対しても情報提供ができるような支援体制を整えていくということがこれからやっていかなければならないかなというふうに思っております。

○副議長(坂本盛男君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) それでは、先ほど、制度の運用について期間がかかるということ、また、市長申立てになると、もっと長期的な時間がかかってくるということで答弁がございました。実際、この制度を利用する必要がある方は、非常に今困りが発生していて、対応を早くしなければならないということで、この制度を活用、利用するということになっているかと思います。この制度をなるべく早く適用できるような取組が必要ではないかと私は考えますが、こちらについて、今、市のほうで考えがございましたらお願いいたします。

○副議長(坂本盛男君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 手続等に入ったときに、できるだけ早く進めていくというところは、関係者の中でやっていかなければならないところではございますけども、まずは、もう一つの課題でもあります制度が本当に必要な人にこういったものがあるんだということを知っていただきながら進めていくということが必要だと思いますので、先ほどの研修等、関係ある職員にも、逆にそういった場面ではこういう制度がありますよと話ができるようなそういった体制が必要だというふうに思っております。

○副議長(坂本盛男君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) この制度については、利用していただくことをまず一つ。それから、申請が上がった時点でどれだけ早く対応できるか、解決策につながるか、例えば、また市長申立てに持っていく必要があるのかというところで、早い対応が必要ではないかと思っています。それについて、市としてどのような方法で取り組んでいるのか、現状のままでいいのかお聞かせいただきます。

○副議長(坂本盛男君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) できるだけ早く進めていくということは必要でございますが、どうしても必要な手続というものがございまして、限界はあろうかと思っておりますけれども、それにつきましては、関係職員等でどうやっていったらそれができるのかというのを、ケース会議に限らず協議等ができればというふうに思っております。

○副議長(坂本盛男君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 制度のほう、早く対応できるシステムづくりということも含めまして、先ほどからも答弁がありますこの制度の周知啓発方法等、併せて今後の方針について、お考えがあればお聞かせください。

○副議長(坂本盛男君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 今、市のほうはいろんな計画の策定をしております。例えば、地域福祉計画ですとか、高齢者保健福祉計画、障がい者計画、そういったところの中にも、この制度についての徹底、そして手続等に対する支援、そういったものを進めていくというところを入れておりますので、この中に入れてしっかりやっていくというところをこの計画の中にも示してやっていこうと思っております。

○副議長(坂本盛男君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 計画の中で書かれていることについては理解させていただいていますが、実際の運営の中で早い対応ができるような方法が必要ではないかと考えますが、こちらについてはどうお考えですか。

○副議長(坂本盛男君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(松岡政則君) 先ほども申し上げましたけれども、できるだけ関係機関との密なやり取りの中でというところがありますけれども、必要な手続を踏んでいく、ただ、やり方としてもっと効率的にできるんじゃないかと、そういったものは今後考えられるかなというふうに思っております。

○副議長(坂本盛男君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 今、御答弁ありましたように、今後、効率的に対応できるように取組をお願いしたいと思います。